

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
案要綱

1 改正の理由

学校教育法等の一部を改正する法律(平成27年法律第46号)による学校教育法の一部改正に伴い、小中一貫教育を実施することを目的とする義務教育学校の制度が創設されたことから、必要な規定の整備を行うため、滋賀県使用料および手数料条例(昭和24年滋賀県条例第18号)ほか30条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 次に掲げる条例に定める使用料に係る利用者の区分に義務教育学校の児童および生徒を追加すること等の改正を行うこととします。(第1条、第3条、第5条、第9条関係)

ア 滋賀県使用料および手数料条例

イ 滋賀県立障害者福祉センターの設置および管理に関する条例(平成2年滋賀県条例第32号)

ウ 滋賀県立陶芸の森の設置および管理に関する条例(平成2年滋賀県条例第14号)

エ 滋賀県立近江富士花緑公園の設置および管理に関する条例(平成4年滋賀県条例第15号)

オ 滋賀県都市公園条例(昭和53年滋賀県条例第13号)

カ 滋賀県琵琶湖流域下水道条例(昭和57年滋賀県条例第18号)

キ 滋賀県希望が丘文化公園の設置および管理に関する条例(昭和46年滋賀県条例第53号)

ク 滋賀県いじめ問題対策連絡協議会条例(平成26年滋賀県条例第16号)

ケ 滋賀県立青少年宿泊研修所の設置および管理に関する条例(昭和46年滋賀県条例第58号)

コ 滋賀県立文化産業交流会館の設置および管理に関する条例(昭和63年滋賀県条例第26号)

サ 滋賀県立安土城考古博物館の設置および管理に関する条例(平成4年滋賀県条例第23号)

シ 滋賀県立長浜ドームの設置および管理に関する条例(平成4年滋賀県条例第24号)

ス 滋賀県立体育館の設置および管理に関する条例(昭和45年滋賀県条例第57号)

セ 滋賀県立栗東体育館の設置および管理に関する条例(平成6年滋賀県条例第45号)

ソ 滋賀県立武道館の設置および管理に関する条例(平成5年滋賀県条例第19号)

タ 滋賀県立スポーツ会館の設置および管理に関する条例(昭和59年滋賀県条例第33号)

チ 滋賀県立アイスアリーナの設置および管理に関する条例(平成12年滋賀県条例第21号)

- ツ 滋賀県立彦根総合運動場の設置および管理に関する条例（昭和44年滋賀県条例第43号）
- テ 滋賀県立希望が丘野外活動センターの設置および管理に関する条例（昭和45年滋賀県条例第31号）
- ト 滋賀県立琵琶湖漕艇場の設置および管理に関する条例（昭和46年滋賀県条例第29号）
- ナ 滋賀県立伊吹運動場の設置および管理に関する条例（昭和57年滋賀県条例第24号）
- ニ 滋賀県立柳が崎ヨットハーバーの設置および管理に関する条例（平成8年滋賀県条例第44号）
- ヌ 滋賀県立びわ湖こどもの国の設置および管理に関する条例（平成4年滋賀県条例第8号）
- ネ 滋賀県醒井養鱒場の設置および管理に関する条例（昭和39年滋賀県条例第50号）
- ノ 滋賀県立ライフル射撃場の設置および管理に関する条例の一部改正（昭和57年滋賀県条例第23号）
- (2) 滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第6号）の一部改正
指定児童発達支援事業者が相談等の援助を行う対象に義務教育学校を加えることとします。（第2条による改正後の別表第1関係）
- (3) 滋賀県職業能力開発促進法に基づく職業訓練の基準等を定める条例（平成24年滋賀県条例第67号）の一部改正
県が実施する職業訓練の対象者に義務教育学校を卒業した者を追加することとします。（第4条による改正後の第5条関係）
- (4) 滋賀県建築基準条例（昭和47年滋賀県条例第26号）の一部改正
車庫等の用途に供する建築物で都市計画区域内において自動車の出入口を設けてはならない場所に義務教育学校を追加することとします。（第6条による改正後の第28条関係）
- (5) 「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例（平成15年滋賀県条例第5号）の一部改正
侵入者による児童生徒等に対する犯罪を防止するよう努めなければならない施設の対象に義務教育学校を追加することとします。（第7条による改正後の第13条関係）
- (7) 滋賀県立びわ湖フローティングスクールの設置および管理に関する条例（昭和58年滋賀県条例第29号）の一部改正
フローティングスクールを使用することができる者に、義務教育学校の前期課程の第5学年の児童を追加することとします。（第8条による改正後の第4条関係）
- (8) 滋賀県暴力団排除条例の一部改正
青少年に対し、暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、および暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育等が行われるよう、県が適切な措置を講ずるべき対象とする学校に、義務教育学校（後期課程に限る。）を追加することとします。（第10条による改正後の第13条関係）

(9) その他

ア この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行することとします。

イ その他所要の規定の整備を行うこととします。

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
<p>本則・付則 省略 別表第1～別表第27 省略 別表第28 近代美術館観覧料、特別観覧料および使用料</p> <p>1 観覧料 (1)および(2) 省略</p> <p>注1 65歳以上の者（県内に居住する者に限る。）、障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。以下同じ。）、小学校、中学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者および6歳以下の未就学者が常設展示を観覧する場合は、これらの者については、無料とする。</p> <p>2 省略</p> <p>3 県内の小学校、中学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として常設展示を観覧する場合は、これらの者の引率者については、無料とする。</p> <p>4 省略</p> <p>5 県内の小学校、中学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として企画展示を観覧する場合は、これらの者およびその引率者については、無料とする。</p>	<p>本則・付則 省略 別表第1～別表第27 省略 別表第28 近代美術館観覧料、特別観覧料および使用料</p> <p>1 観覧料 (1)および(2) 省略</p> <p>注1 65歳以上の者（県内に居住する者に限る。）、障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。以下同じ。）、小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者および6歳以下の未就学者が常設展示を観覧する場合は、これらの者については、無料とする。</p> <p>2 省略</p> <p>3 県内の小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として常設展示を観覧する場合は、これらの者の引率者については、無料とする。</p> <p>4 省略</p> <p>5 県内の小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として企画展示を観覧する場合は、これらの者およびその引率者については、無料とする。</p>
<p>別表第28の2 琵琶湖博物館観覧料、特別観覧料および使用料</p> <p>1 観覧料 (1)および(2) 省略</p> <p>注1 65歳以上の者（県内に居住する者に限る。）、障害者、小学校、中</p>	<p>別表第28の2 琵琶湖博物館観覧料、特別観覧料および使用料</p> <p>1 観覧料 (1)および(2) 省略</p> <p>注1 65歳以上の者（県内に居住する者に限る。）、障害者、小学校、中</p>

学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者および6歳以下の未就学者が常設展示を観覧する場合は、これらの者については、無料とする。

2 省略

3 県内の小学校、中学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として常設展示を観覧する場合は、これらの者の引率者については、無料とする。

4 省略

5 県内の小学校、中学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として企画展示を観覧する場合は、これらの者およびその引率者については、無料とする。

以下 省略

学校、義務教育学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者および6歳以下の未就学者が常設展示を観覧する場合は、これらの者については、無料とする。

2 省略

3 県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として常設展示を観覧する場合は、これらの者の引率者については、無料とする。

4 省略

5 県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として企画展示を観覧する場合は、これらの者およびその引率者については、無料とする。

以下 省略

滋賀県立障害者福祉センターの設置および管理に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧				新					
本則・付則 省略 別表（第6条、第15条関係） 1 プール （1）貸切り使用				本則・付則 省略 別表（第6条、第15条関係） 1 プール （1）貸切り使用					
区分		金額			区分		金額		
		午前	午後	夜間			午前	午後	夜間
		午前 9 時 30 分から正午まで	午後 1 時から午後 4 時 30 分まで	午後 5 時 30 分から午後 8 時 30 分まで			午前 9 時 30 分から正午まで	午後 1 時から午後 4 時 30 分まで	午後 5 時 30 分から午後 8 時 30 分まで
幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校等またはこれらに関係のある団体（以下「幼稚園等」という。）が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	平水	円 2,770	円 6,010	円 7,810	幼稚園、小学校、中学校、 <u>義務教育学校</u> 、高等学校、中等教育学校等またはこれらに関係のある団体（以下「幼稚園等」という。）が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	平水	円 2,770	円 6,010	円 7,810
	温水	5,410	11,800	15,600		温水	5,410	11,800	15,600
その他の場合	平水	6,490	10,400	15,600	その他の場合	平水	6,490	10,400	15,600
	温水	10,700	23,900	30,000		温水	10,700	23,900	30,000
（2）個人使用				（2）個人使用					
区分		金額		区分		金額			
幼稚園、小学校、中学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「幼児等」という。）	平水	円 1人1回につき 290		幼稚園、小学校、中学校、 <u>義務教育学校</u> もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「幼児等」という。）	平水	円 1人1回につき 290			
	温水	同 420			温水	同 420			

高等学校もしくは中等教育学校 （後期課程に限る。）の生徒また はこれらに準ずる者（以下「生徒 等」という。）	平水	同	370
	温水	同	470
その他の者	平水	同	530
	温水	同	710

2～5 省略

注 省略

高等学校もしくは中等教育学校 （後期課程に限る。）の生徒また はこれらに準ずる者（以下「生徒 等」という。）	平水	同	370
	温水	同	470
その他の者	平水	同	530
	温水	同	710

2～5 省略

注 省略

滋賀県立陶芸の森の設置および管理に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
<p>本則・付則 省略</p> <p>別表（第12条、第18条関係）</p> <p>1 陶芸館</p> <p>（1） 観覧</p> <p>アおよびイ 省略</p> <p>注</p> <p>1 65歳以上の者（県内に居住する者に限る。）、障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。以下同じ。）、小学校、中学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者および6歳以下の未就学者が常設展示を観覧する場合は、これらの者については、無料とする。</p> <p>2 省略</p> <p>3 県内の小学校、中学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として常設展示を観覧する場合は、これらの者の引率者については、無料とする。</p> <p>4 省略</p> <p>5 県内の小学校、中学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として企画展示を観覧する場合は、これらの者およびその引率者については、無料とする。</p> <p>6 省略</p> <p>（2） 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>本則・付則 省略</p> <p>別表（第12条、第18条関係）</p> <p>1 陶芸館</p> <p>（1） 観覧</p> <p>アおよびイ 省略</p> <p>注</p> <p>1 65歳以上の者（県内に居住する者に限る。）、障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。以下同じ。）、小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者および6歳以下の未就学者が常設展示を観覧する場合は、これらの者については、無料とする。</p> <p>2 省略</p> <p>3 県内の小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として常設展示を観覧する場合は、これらの者の引率者については、無料とする。</p> <p>4 省略</p> <p>5 県内の小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として企画展示を観覧する場合は、これらの者およびその引率者については、無料とする。</p> <p>6 省略</p> <p>（2） 省略</p> <p>2 省略</p>

滋賀県立近江富士花緑公園の設置および管理に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧			新		
本則・付則 省略 別表（第4条、第5条、第14条関係） 1 ふるさと館			本則・付則 省略 別表（第4条、第5条、第14条関係） 1 ふるさと館		
	区分	金額		区分	金額
宿泊	小学校、中学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「児童等」という。）	円 1人1泊につき 2,710	宿泊	小学校、中学校、 <u>義務教育</u> 学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「児童等」という。）	円 1人1泊につき 2,710
	その他の者	同 4,080		その他の者	同 4,080
休憩	児童等	1人2時間につき 320	休憩	児童等	1人2時間につき 320
	その他の者	同 530		その他の者	同 530
研修・会議		1室1時間につき 410	研修・会議		1室1時間につき 410
2および3 省略 注1～8 省略			2および3 省略 注1～8 省略		

滋賀県都市公園条例新旧対照表（第1条関係）

旧			新		
本則・付則 省略			本則・付則 省略		
別表第1 省略			別表第1 省略		
別表第2（第8条の2、第9条の7関係）			別表第2（第8条の2、第9条の7関係）		
1 省略			1 省略		
2 奥びわスポーツの森多目的運動広場等			2 奥びわスポーツの森多目的運動広場等		
区分	金額	備考	区分	金額	備考
多目的運動広場	円 2時間につき 1,730	広場を占有する 場合に 限る。	多目的運動広場	円 2時間につき 1,730	広場を占有す る場合に 限る。
多目的運動広場照明設備	全点灯1時間につき 3,800		多目的運動広場照明設備	全点灯1時間につき 3,800	
	3分の2点灯1時間につき 2,500			3分の2点灯1時間につき 2,500	
テニスコート	1面2時間につき 800		テニスコート	1面2時間につき 800	
テニスコート照明設備	1面1時間につき 730		テニスコート照明設備	1面1時間につき 730	
グラウンドゴルフ場	小学校、中学校 もしくは中等教 育学校（前期課 程に限る。）の 児童もしくは生 徒またはこれら に準ずる者	1人1回につき 350	グラウンドゴルフ場	小学校、中学校、 <u>義務教育学校</u> も しくは中等教育 学校（前期課程 に限る。）の児 童もしくは生徒 またはこれらに 準ずる者	1人1回につき 350
	高等学校もしくは 中等教育学校 （後期課程に限 る。）の生徒ま たはこれらに準	同 680		高等学校もしくは 中等教育学校 （後期課程に限 る。）の生徒ま たはこれらに準	同 680

	ずる者(以下「生徒等」という。)		
	その他の者	同	1,030
水 泳 プ ー ル	幼稚園、小学校、同 中学校もしくは 中等教育学校 (前期課程に限 る。)の幼児、 児童もしくは生 徒またはこれら に準ずる者	同	280
	生徒等	同	350
	その他の者	同	500
会議室	1時間につき		380

注1～5 省略

	ずる者(以下「生徒等」という。)		
	その他の者	同	1,030
水 泳 プ ー ル	幼稚園、小学校、同 中学校、 <u>義務教 育学校</u> もしくは 中等教育学校 (前期課程に限 る。)の幼児、 児童もしくは生 徒またはこれら に準ずる者	同	280
	生徒等	同	350
	その他の者	同	500
会議室	1時間につき		380

注1～5 省略

滋賀県琵琶湖流域下水道条例新旧対照表（第1条関係）

旧				新			
本則・付則 省略				本則・付則 省略			
別表第1 省略				別表第1 省略			
別表第2（第4条、第5条、第14条関係）				別表第2（第4条、第5条、第14条関係）			
1 湖南中部浄化センター矢橋帰帆島公園				1 湖南中部浄化センター矢橋帰帆島公園			
(1) テニスコート等				(1) テニスコート等			
		区分				金額	
テニスコート	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校等またはこれらに係のある団体（以下「幼稚園等」という。）が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	平日	円	1面1時間につき	円	330	330
		休日等	同				
	その他の場合	平日	同	670	670	670	670
		休日等	同			920	920
プール	幼稚園、小学校、中学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「幼児等」という。）	平日	円	1人1回につき	円	300	300
		休日等	同				
	その他の場合	平日	同	670	670	670	670
		休日等	同			920	920
プール	幼稚園、小学校、中学校、 <u>義務教育学校</u> もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「幼児等」という。）	平日	円	1人1回につき	円	300	300
		休日等	同				
	その他の場合	平日	同	670	670	670	670
		休日等	同			920	920
グラウンドゴルフ場	小学校、中学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこ	平日	円	同	円	640	640
		休日等	同				
	その他の場合	平日	同	640	640	640	640
		休日等	同			760	760
グラウンドゴルフ場	小学校、中学校、 <u>義務教育学校</u> もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もし	平日	円	同	円	640	640
		休日等	同				
	その他の場合	平日	同	640	640	640	640
		休日等	同			760	760

	れらに準ずる者（以下「児童等」という。）		
	その他の者	平日	同 990
		休日等	同 1,110
キャンプ場	児童等	1人1泊につき 250	
	その他の者	同 380	
おもしろ自転車	幼児等	1人30分につき 200	
	その他の者	同 300	

(2)～(4) 省略

2 省略

注1～11 省略

	くは生徒またはこれらに準ずる者（以下「児童等」という。）		
	その他の者	平日	同 990
		休日等	同 1,110
キャンプ場	児童等	1人1泊につき 250	
	その他の者	同 380	
おもしろ自転車	幼児等	1人30分につき 200	
	その他の者	同 300	

(2)～(4) 省略

2 省略

注1～11 省略

滋賀県希望が丘文化公園の設置および管理に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧					新				
本則・付則 省略 別表（第4条、第5条、第14条関係） 1 スポーツ施設 （1）省略 （2）個人利用					本則・付則 省略 別表（第4条、第5条、第14条関係） 1 スポーツ施設 （1）省略 （2）個人利用				
区分		金額			区分		金額		
		幼稚園、小学校、中学校もしくはは中等教育学校（前期課程に限る。）の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者	高等学校もしくはは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者	その他の者			幼稚園、小学校、中学校、 <u>義務教育学校</u> もしくはは中等教育学校（前期課程に限る。）の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者	高等学校もしくはは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者	その他の者
陸上競技場		円 1人1回につき 240	円 1人1回につき 300	円 1人1回につき 430	陸上競技場		円 1人1回につき 240	円 1人1回につき 300	円 1人1回につき 430
スポーツ会館	体育室	1人2時間につき 240	1人2時間につき 380	1人2時間につき 540	スポーツ会館	体育室	1人2時間につき 240	1人2時間につき 380	1人2時間につき 540
	トレーニング室	同 240	同 380	同 530		トレーニング室	同 240	同 380	同 530
注 1 省略					注 1 省略				

2 県内の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校等が児童または生徒を対象として学校行事またはクラブ活動に使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。

3 省略

4 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校等またはこれらに関係のある団体が幼児、児童または生徒を対象として陸上競技場、野球場、ソフトボール場、草野球場、球技場またはテニスコートの屋内コートを使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。

5～9 省略

2および3 省略

2 県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校等が児童または生徒を対象として学校行事またはクラブ活動に使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。

3 省略

4 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校等またはこれらに関係のある団体が幼児、児童または生徒を対象として陸上競技場、野球場、ソフトボール場、草野球場、球技場またはテニスコートの屋内コートを使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。

5～9 省略

2および3 省略

滋賀県いじめ問題対策連絡協議会条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
<p>第1条 省略</p> <p>（組織）</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる者（第4号から第11号までに掲げる者にあつては、これらの者のうちから知事が指名する者）をもって構成する。</p> <p>（1）～（8） 省略</p> <p>（9） 私立の小学校、中学校、高等学校または中等教育学校の校長</p> <p>（10）～（11） 省略</p> <p>2 省略</p> <p>第3条以下 省略</p>	<p>第1条 省略</p> <p>（組織）</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる者（第4号から第11号までに掲げる者にあつては、これらの者のうちから知事が指名する者）をもって構成する。</p> <p>（1）～（8） 省略</p> <p>（9） 私立の小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校または中等教育学校の校長</p> <p>（10）～（11） 省略 いじめの防止等に関する団体の代表者またはその指名する者</p> <p>2 協議会の構成員の定数は、20人以内とする。</p> <p>第3条以下 省略</p>

滋賀県立青少年宿泊研修所の設置および管理に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧			新		
本則・付則 省略 別表（第5条、第14条関係）			本則・付則 省略 別表（第5条、第14条関係）		
	区分	金額		区分	金額
研修室	大研修室	円 1時間につき 1,060	研修室	大研修室	円 1時間につき 1,060
	中研修室	同 600		中研修室	同 600
	小研修室	同 460		小研修室	同 460
	特別会議室	同 1,260		特別会議室	同 1,260
	会議室	同 460		会議室	同 460
	小会議室	同 260		小会議室	同 260
	音楽室	同 520		音楽室	同 520
	視聴覚室	同 520		視聴覚室	同 520
	和室（大）	同 660		和室（大）	同 660
	和室（中）	同 600		和室（中）	同 600
	和室（小）	同 520		和室（小）	同 520
	多目的ホール	同 460		多目的ホール	同 460
	クラフト室	同 930		クラフト室	同 930
	大ホール	同 1,460		大ホール	同 1,460
宿泊室	小学校、中学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「児童等」という。）	1人1泊につき 620	宿泊室	小学校、中学校、 <u>義務教育学校</u> もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「児童等」という。）	1人1泊につき 620
	高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒もしくはこれらに準ずる者または25歳未満の	同 800		高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒もしくはこれらに準ずる者または25歳未満の	同 800

	青少年（児童等を除く。）	
	その他の者	同 1,050

注 省略

	青少年（児童等を除く。）	
	その他の者	同 1,050

注 省略

滋賀県立文化産業交流会館の設置および管理に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
<p>本則・付則 省略</p> <p>別表（第7条、第16条関係）</p> <p>1 イベントホール等 （表 省略）</p> <p>注</p> <p>1および2 省略</p> <p>3 イベントホールまたは小劇場を県内の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校等が児童または生徒を対象として学校行事またはクラブ活動に使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。</p> <p>4～11 （略）</p> <p>2 省略</p>	<p>本則・付則 省略</p> <p>別表（第7条、第16条関係）</p> <p>1 イベントホール等 （表 省略）</p> <p>注</p> <p>1および2 省略</p> <p>3 イベントホールまたは小劇場を県内の小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校、中等教育学校等が児童または生徒を対象として学校行事またはクラブ活動に使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。</p> <p>4～11 （略）</p> <p>2 省略</p>

滋賀県立安土城考古博物館の設置および管理に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
<p>本則・付則 省略</p> <p>別表（第6条、第12条関係）</p> <p>1 および2 省略</p> <p>注1 65歳以上の者（県内に居住する者に限る。）、障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。以下同じ。）、小学校、中学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者および6歳以下の未就学者が常設展示を観覧する場合は、これらの者については、無料とする。</p> <p>2 省略</p> <p>3 県内の小学校、中学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として常設展示を観覧する場合は、これらの者の引率者については、無料とする。</p> <p>4 省略</p> <p>5 県内の小学校、中学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として特別展示を観覧する場合は、これらの者およびその引率者については、無料とする。</p>	<p>本則・付則 省略</p> <p>別表（第6条、第12条関係）</p> <p>1 および2 省略</p> <p>注1 65歳以上の者（県内に居住する者に限る。）、障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。以下同じ。）、小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者および6歳以下の未就学者が常設展示を観覧する場合は、これらの者については、無料とする。</p> <p>2 省略</p> <p>3 県内の小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として常設展示を観覧する場合は、これらの者の引率者については、無料とする。</p> <p>4 省略</p> <p>5 県内の小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として特別展示を観覧する場合は、これらの者およびその引率者については、無料とする。</p>

滋賀県立長浜ドームの設置および管理に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧			新								
本則・付則 省略 別表（第4条、第5条、第14条関係） 1 屋内グラウンド、屋外グラウンド、トレーニング室、練習室および会議室 (1) 貸切り使用			本則・付則 省略 別表（第4条、第5条、第14条関係） 1 屋内グラウンド、屋外グラウンド、トレーニング室、練習室および会議室 (1) 貸切り使用								
区分		金額			区分		金額				
		午前	午後	夜間			午前	午後	夜間		
		午前8時30分から午後零時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで			午前8時30分から午後零時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで		
屋内グラウンド	入場料またはこれに類する金銭（以下「入場料等」という。）を徴収しない場合	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校等またはこれらに関係のある団体（以下「幼稚園等」という。）が幼児、児童または生徒を対象に使用する場	円 6,800	円 10,500	円 13,600	屋内グラウンド	入場料またはこれに類する金銭（以下「入場料等」という。）を徴収しない場合	幼稚園、小学校、中学校、 <u>義務教育学校</u> 、高等学校、中等教育学校等またはこれらに関係のある団体（以下「幼稚園等」という。）が幼児、児童または生徒を対象に使用する場	円 6,800	円 10,500	円 13,600
		アマチュアスポーツに使用する場	13,600	21,000	27,100			アマチュアスポーツに使用する場	13,600	21,000	27,100
		その他の催物に使用する場	48,200	74,200	96,700			その他の催物に使用する場	48,200	74,200	96,700
	入場料等を徴収す	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象	13,600	21,000	27,100	入場料等を徴収す	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象	13,600	21,000	27,100	

る場合	に使用する場合			
	アマチュアスポーツ に使用する場合	27,100	42,100	54,400
	その他の催物に使用 する場合	136,000	210,000	271,000
屋外グラウンド		1,980	2,710	3,350
練習室		3,350	5,050	6,670
第1会議室		2,710	3,970	4,710
第2会議室		2,710	3,970	4,710
第3会議室		1,360	1,980	2,220

(2) 個人使用

ア 屋内グラウンド

区分	金額
幼稚園、小学校、中学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「幼児等」という。）	円 1人2時間につき 240
高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者（以下「生徒等」という。）	同 380
その他の者	同 540

イ 省略

注

- 1 省略
- 2 県内の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校等が児童または生徒を対象として学校行事またはクラブ活動に使用する場合は、この表

る場合	に使用する場合			
	アマチュアスポーツ に使用する場合	27,100	42,100	54,400
	その他の催物に使用 する場合	136,000	210,000	271,000
屋外グラウンド		1,980	2,710	3,350
練習室		3,350	5,050	6,670
第1会議室		2,710	3,970	4,710
第2会議室		2,710	3,970	4,710
第3会議室		1,360	1,980	2,220

(2) 個人使用

ア 屋内グラウンド

区分	金額
幼稚園、小学校、中学校、 <u>義務教育学校</u> もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「幼児等」という。）	円 1人2時間につき 240
高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者（以下「生徒等」という。）	同 380
その他の者	同 540

イ 省略

注

- 1 省略
- 2 県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校等が児童または生徒を対象として学校行事またはクラブ活動に使用する

に定める額の5割に相当する額とする。

3～12 省略

2 宿泊研修館

(1) 宿泊室

区分		金額	
		宿泊	昼間利用
洋 室	小学校、中学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「児童等」という。）	円 1人1泊につき2,960	円 1人1回につき800
	生徒等または25歳未満の青少年（児童等を除く。）	同 3,830	
	その他の者	同 4,820	
和 室	児童等	同 2,220	同 540
	生徒等または25歳未満の青少年（児童等を除く。）	同 2,960	
	その他の者	同 3,590	

(2) 省略

注 省略

場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。

3～12 省略

2 宿泊研修館

(1) 宿泊室

区分		金額	
		宿泊	昼間利用
洋 室	小学校、中学校、 <u>義務教育学校</u> もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「児童等」という。）	円 1人1泊につき2,960	円 1人1回につき800
	生徒等または25歳未満の青少年（児童等を除く。）	同 3,830	
	その他の者	同 4,820	
和 室	児童等	同 2,220	同 540
	生徒等または25歳未満の青少年（児童等を除く。）	同 2,960	
	その他の者	同 3,590	

(2) 省略

注 省略

滋賀県立体育館の設置および管理に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧			新								
本則・付則 省略 別表（第5条、第14条関係） 1 競技場 （1）貸切り使用			本則・付則 省略 別表（第5条、第14条関係） 1 競技場 （1）貸切り使用								
区分		金額			区分		金額				
		午前	午後	夜間			午前	午後	夜間		
		午前8時30分から午後零時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで			午前8時30分から午後零時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで		
		円	円	円			円	円	円		
大 競 技 場	入場料またはこれに類する金銭（以下「入場料等」という。）を徴収しない場合	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校等またはこれらに関係のある団体（以下「幼稚園等」という。）が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	6,800	10,500	13,600	大 競 技 場	入場料またはこれに類する金銭（以下「入場料等」という。）を徴収しない場合	幼稚園、小学校、中学校、 <u>義務教育学校</u> 、高等学校、中等教育学校等またはこれらに関係のある団体（以下「幼稚園等」という。）が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	6,800	10,500	13,600
		アマチュアスポーツに使用する場合	13,600	21,000	27,100			アマチュアスポーツに使用する場合	13,600	21,000	27,100
		その他の催物に使用する場合	48,200	74,200	96,700			その他の催物に使用する場合	48,200	74,200	96,700
	入場料等を徴収する場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	13,600	21,000	27,100		入場料等を徴収する場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	13,600	21,000	27,100

		アマチュアスポーツ に使用する場合	27,100	42,100	54,400
		その他の入場料等が 催物に使用1,000円以 する場合下の場 合	68,000	105,000	136,000
		入場料等が 1,000円を 超える場合	136,000	210,000	271,000
小 競 技 場	入場料等 を徴収し ない場合	幼稚園等が幼児、児 童または生徒を対象 に使用する場合	3,470	5,310	6,800
		アマチュアスポーツ に使用する場合	6,800	10,500	13,600
		その他の催物に使用 する場合	24,600	37,000	48,200
入場料等 を徴収す る場合		幼稚園等が幼児、児 童または生徒を対象 に使用する場合	6,800	10,500	13,600
		アマチュアスポーツ に使用する場合	13,600	21,000	27,100
		その他の入場料等が 催物に使用1,000円以 する場合下の場 合	34,700	53,100	68,000
		入場料等が 1,000円を 超える場合	68,000	105,000	136,000

(2) 個人使用

区分	金額
	円

		アマチュアスポーツ に使用する場合	27,100	42,100	54,400
		その他の入場料等が 催物に使用1,000円以 する場合下の場 合	68,000	105,000	136,000
		入場料等が 1,000円を 超える場合	136,000	210,000	271,000
小 競 技 場	入場料等 を徴収し ない場合	幼稚園等が幼児、児 童または生徒を対象 に使用する場合	3,470	5,310	6,800
		アマチュアスポーツ に使用する場合	6,800	10,500	13,600
		その他の催物に使用 する場合	24,600	37,000	48,200
入場料等 を徴収す る場合		幼稚園等が幼児、児 童または生徒を対象 に使用する場合	6,800	10,500	13,600
		アマチュアスポーツ に使用する場合	13,600	21,000	27,100
		その他の入場料等が 催物に使用1,000円以 する場合下の場 合	34,700	53,100	68,000
		入場料等が 1,000円を 超える場合	68,000	105,000	136,000

(2) 個人使用

区分	金額
	円

幼稚園、小学校、中学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者	1人2時間につき	240
高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者	同	380
その他の者	同	540

2 省略

注

1 省略

2 県内の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校等が児童または生徒を対象として学校行事またはクラブ活動に使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。

3～9 略

幼稚園、小学校、中学校、 <u>義務教育学校</u> もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者	1人2時間につき	240
高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者	同	380
その他の者	同	540

2 省略

注

1 省略

2 県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校等が児童または生徒を対象として学校行事またはクラブ活動に使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。

3～9 略

滋賀県立栗東体育館の設置および管理に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧					新				
本則・付則 省略 別表（第5条、第14条関係） 1 アリーナ （1）アリーナ貸切り使用					本則・付則 省略 別表（第5条、第14条関係） 1 アリーナ （1）アリーナ貸切り使用				
区分		金額			区分		金額		
		午前	午後	夜間			午前	午後	夜間
		午前8時30分 から午後 零時30分 まで	午後1時か ら午後5時 まで	午後5時30 分から午後 9時30分 まで			午前8時30分 から午後 零時30分 まで	午後1時か ら午後5時 まで	午後5時30 分から午後 9時30分 まで
		円	円	円			円	円	円
入場料また はこれに類 する金銭 （以下「入 場料等」と いう。）を 徴収しない 場合	幼稚園、小学校、中学 校、高等学校、中等教 育学校等またはこれら （以下「入 場料等」と いう。）を 徴収しない 場合	6,800	10,500	13,600	入場料また はこれに類 する金銭 （以下「入 場料等」と いう。）を 徴収しない 場合	幼稚園、小学校、中学 校、 <u>義務教育学校</u> 、高 等学校、中等教育学校 （以下「入 場料等」と いう。）を 徴収しない 場合	6,800	10,500	13,600
	アマチュアスポーツに 使用する場合	13,600	21,000	27,100		アマチュアスポーツに 使用する場合	13,600	21,000	27,100
	その他の催物に使用す る場合	48,200	74,200	96,700		その他の催物に使用す る場合	48,200	74,200	96,700
入場料等を 徴収する場 合	幼稚園等が幼児、児童 または生徒を対象に使 用する場合	13,600	21,000	27,100	入場料等を 徴収する場 合	幼稚園等が幼児、児童 または生徒を対象に使 用する場合	13,600	21,000	27,100
	アマチュアスポーツに	27,100	42,100	54,400		アマチュアスポーツに	27,100	42,100	54,400

	使用する場合			
	その他入場料等が の催物1,000円以下 に使用の場合	68,000	105,000	136,000
	使用する場 合入場料等が 1,000円を超 える場合	136,000	210,000	271,000

(2)および(3) 省略

(4) 個人使用

区分	金額	
	1人1回につき (2時間以内)	回数券11回券 (1回2時間以 内)
幼稚園、小学校、中学校もしくは中 等教育学校（前期課程に限る。）の 幼児、児童もしくは生徒またはこれ らに準ずる者（以下「幼児等」とい う。）	円 240	円 2,400
高等学校もしくは中等教育学校（後 期課程に限る。）の生徒またはこれ らに準ずる者（以下「生徒等」とい う。）	380	3,800
その他の者	540	5,400

2および3 略

注

- 1 県外居住者については、この表に定める額の5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 県内の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校等が児童または生

	使用する場合			
	その他入場料等が の催物1,000円以下 に使用の場合	68,000	105,000	136,000
	使用する場 合入場料等が 1,000円を超 える場合	136,000	210,000	271,000

(2)および(3) 省略

(4) 個人使用

区分	金額	
	1人1回につき (2時間以内)	回数券11回券 (1回2時間以 内)
幼稚園、小学校、中学校、 <u>義務教育</u> <u>学校</u> もしくは中等教育学校（前期課 程に限る。）の幼児、児童もしくは 生徒またはこれらに準ずる者（以下 「幼児等」という。）	円 240	円 2,400
高等学校もしくは中等教育学校（後 期課程に限る。）の生徒またはこれ らに準ずる者（以下「生徒等」とい う。）	380	3,800
その他の者	540	5,400

2および3 略

注

- 1 県外居住者については、この表に定める額の5割に相当する額を加算した額とする。
- 2 県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校等

徒を対象として学校行事またはクラブ活動に使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。

3～11 省略

が児童または生徒を対象として学校行事またはクラブ活動に使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。

3～11 省略

滋賀県立武道館の設置および管理に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧				新							
本則・付則 省略 別表（第5条、第14条関係） 1 競技施設 （1）貸切り使用				本則・付則 省略 別表（第5条、第14条関係） 1 競技施設 （1）貸切り使用							
		金額				金額					
		午前	午後	夜間			午前	午後	夜間		
区分		午前8時30分から午後零時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで	区分		午前8時30分から午後零時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで		
剣道場	入場料 または これに 類する 下「入場 料等」と いう。） を徴収 しない 場合	幼稚園、小学校、中学校、 高等学校、中等教育学校 等またはこれらに 関係のある団体（以下「幼稚園等」という。）が 幼児、児童または生徒を対象に使用する 場合	円 6,800	円 10,500	円 13,600	剣道場	入場料 または これに 類する 下「入場 料等」と いう。） を徴収 しない 場合	幼稚園、小学校、中学校、 <u>義務教育学校</u> 、高等学 校、中等教育学校等 またはこれらに 関係のある団体（以下「幼稚園等」という。）が 幼児、児童または生徒を対象に使用する 場合	円 6,800	円 10,500	円 13,600
	を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する 場合	13,600	21,000	27,100		を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する 場合	13,600	21,000	27,100
	入場料等を徴収する場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する 場合	13,600	21,000	27,100		入場料等を徴収する場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する 場合	13,600	21,000	27,100
	場合	アマチュアスポーツに使用する 場合	27,100	42,100	54,400		場合	アマチュアスポーツに使用する 場合	27,100	42,100	54,400

	その他入場料等が の催物1,000円以下の に使用場合	68,000	105,000	136,000
	する場 合 入場料等が 1,000円を超え る場合	136,000	210,000	271,000
以下 省略				

(2) 個人使用

区分	金額
幼稚園、小学校、中学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者	円 1人2時間につき 240
高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者	同 380
その他の者	同 540

2および3 省略

注

- 1 省略
- 2 県内の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校等が児童または生徒を対象として学校行事またはクラブ活動に競技施設または会議室等を使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。

3～14 省略

	その他入場料等が の催物1,000円以下の に使用場合	68,000	105,000	136,000
	する場 合 入場料等が 1,000円を超え る場合	136,000	210,000	271,000
以下 省略				

(2) 個人使用

区分	金額
幼稚園、小学校、中学校、 <u>義務教育学校</u> もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者	円 1人2時間につき 240
高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者	同 380
その他の者	同 540

2および3 省略

注

- 1 省略
- 2 県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校等が児童または生徒を対象として学校行事またはクラブ活動に競技施設または会議室等を使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。

3～14 省略

滋賀県立スポーツ会館の設置および管理に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧				新			
本則・付則 省略 別表（第5条、第14条関係）				本則・付則 省略 別表（第5条、第14条関係）			
1 測定室				1 測定室			
		区分				金額	
測定室A	小学校、中学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「児童等」という。）	1人1回につき	円 680	測定室A	小学校、中学校、 <u>義務教育学校</u> 、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「児童等」という。）	1人1回につき	円 680
	その他の者	同	860		その他の者	同	860
測定室B	児童等	同	930	測定室B	児童等	同	930
	その他の者	同	1,220		その他の者	同	1,220
2 省略				2 省略			
3 アリーナ				3 アリーナ			
(1) 貸切り使用				(1) 貸切り使用			
		金額				金額	
		午前	午後	夜間			金額
区分	午前9時から午後零時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで	区分	午前9時から午後零時30分まで	午後1時から午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで
幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校（前期課程に限る。）等またはこれらに関係のある団体が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	円 3,090	円 3,830	円 4,710	幼稚園、小学校、中学校、 <u>義務教育学校</u> 、中等教育学校（前期課程に限る。）等またはこれらに関係のある団体が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	円 3,090	円 3,830	円 4,710
高等学校、中等教育学校	4,710	6,180	6,920	高等学校、中等教育学校	4,710	6,180	6,920

(後期課程に限る。)等またはこれらに関係のある団体が生徒を対象に使用する場合			
その他の場合	6,180	7,800	9,280

(2) 個人使用

区分	金額
幼稚園、小学校、中学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「幼児等」という。）	円 1人2時間につき 240
生徒等	同 380
その他の者	同 540

4および5 省略

注

- 1 省略
- 2 県内の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校等が児童または生徒を対象として学校行事またはクラブ活動に使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。
- 3～9 省略

(後期課程に限る。)等またはこれらに関係のある団体が生徒を対象に使用する場合			
その他の場合	6,180	7,800	9,280

(2) 個人使用

区分	金額
幼稚園、小学校、中学校、 <u>義務教育学校</u> もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「幼児等」という。）	円 1人2時間につき 240
生徒等	同 380
その他の者	同 540

4および5 省略

注

- 1 省略
- 2 県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校等が児童または生徒を対象として学校行事またはクラブ活動に使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。
- 3～9 省略

滋賀県立アイスアリーナの設置および管理に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧				新					
本則・付則 省略 別表（第5条、第14条関係） 1 アイススケート場 （1）貸切り使用				本則・付則 省略 別表（第5条、第14条関係） 1 アイススケート場 （1）貸切り使用					
区分		金額		区分		金額			
入場料またはこれに類する金銭（以下「入場料」という。）が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校等またはこれらに關係のある団体（以下「幼稚園等」という。）が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	1時間につき	円 11,900	入場料またはこれに類する金銭（以下「入場料」という。）が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	幼稚園、小学校、中学校、 <u>義務教育学校</u> 、高等学校、中等教育学校等またはこれらに關係のある団体（以下「幼稚園等」という。）が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	1時間につき	円 11,900		
	アマチュアスポーツに使用する場	同	23,900		アマチュアスポーツに使用する場	同	23,900		
	その他の催物に使用する場	同	83,400		その他の催物に使用する場	同	83,400		
入場料等を徴収する場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	同	23,900	入場料等を徴収する場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	同	23,900		
	アマチュアスポーツに使用する場	同	47,600		アマチュアスポーツに使用する場	同	47,600		
	その他の入場料等が1,000円以下の場合	同	119,000		その他の入場料等が1,000円以下の場合	同	119,000		
使用する場	入場料等が1,000円を超える場	同	239,000	使用する場	入場料等が1,000円を超える場	同	239,000		
（2）貸切り使用以外の使用				（2）貸切り使用以外の使用					
区分		金額		区分		金額			
		1人1回につき	回数券11回券			1人1回につき	回数券11回券		
個人	幼稚園、小学校、中学	平日	円	円	個人	幼稚園、小学校、中学	平日	円	円

	校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「幼児等」という。）	休日等	600	6,000
			710	7,100
	高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者（以下「生徒等」という。）	平日	950	9,500
		休日等	1,190	11,900
	その他の者	平日	1,430	14,300
		休日等	1,660	16,600
団体(20人以上)	幼児等	平日	480	—
		休日等	570	—
	生徒等	平日	760	—
		休日等	950	—
	その他の者	平日	1,140	—
		休日等	1,340	—

(3) 省略

注1～4 省略

5 県内の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校等が児童または生徒を対象として学校行事またはクラブ活動に使用する場合は、この表に定める額（スケート靴に係るものを除く。）の5割に相当する額とする。

6～11 省略

2 アリーナ

(1)および(2) 省略

	校、 <u>義務教育学校</u> もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「幼児等」という。）	休日等	600	6,000
			710	7,100
	高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者（以下「生徒等」という。）	平日	950	9,500
		休日等	1,190	11,900
	その他の者	平日	1,430	14,300
		休日等	1,660	16,600
団体(20人以上)	幼児等	平日	480	—
		休日等	570	—
	生徒等	平日	760	—
		休日等	950	—
	その他の者	平日	1,140	—
		休日等	1,340	—

(3) 省略

注1～4 省略

5 県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校等が児童または生徒を対象として学校行事またはクラブ活動に使用する場合は、この表に定める額（スケート靴に係るものを除く。）の5割に相当する額とする。

6～11 省略

2 アリーナ

(1)および(2) 省略

注

1 省略

2 県内の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校等が児童または生徒を対象として学校行事またはクラブ活動に使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。

3～9 略

3 会議室

(1)および(2) 省略

注

1 省略

2 県内の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校等が児童または生徒を対象として学校行事またはクラブ活動に使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。

3～6 省略

注

1 省略

2 県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校等が児童または生徒を対象として学校行事またはクラブ活動に使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。

3～9 略

3 会議室

(1)および(2) 省略

注

1 省略

2 県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校等が児童または生徒を対象として学校行事またはクラブ活動に使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。

3～6 省略

滋賀県立彦根総合運動場の設置および管理に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧				新			
本則・付則 省略 別表（第4条、第5条、第14条関係） 1 陸上競技場 （1）貸切り使用				本則・付則 省略 別表（第4条、第5条、第14条関係） 1 陸上競技場 （1）貸切り使用			
区分		金額		区分		金額	
		午前	午後			午前	午後
		午前 8 時 30 分 から午後 零 時 30 分 まで	午後 1 時 から午後 5 時 まで			午前 8 時 30 分 から午後 零 時 30 分 まで	午後 1 時 から午後 5 時 まで
入場料またはこれに類する金銭（以下「入場料等」という。）を徴収しない場合	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校等またはこれらに関係のある団体（以下「幼稚園等」という。）が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	円 3,350	円 4,950	入場料またはこれに類する金銭（以下「入場料等」という。）を徴収しない場合	幼稚園、小学校、中学校、 <u>義務教育学校</u> 、高等学校、中等教育学校等またはこれらに関係のある団体（以下「幼稚園等」という。）が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	円 3,350	円 4,950
	アマチュアスポーツに使用する場合	6,670	9,900		アマチュアスポーツに使用する場合	6,670	9,900
	その他の催物に使用する場合	17,300	24,600		その他の催物に使用する場合	17,300	24,600
入場料等を徴収する場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	6,670	9,900	入場料等を徴収する場合	幼稚園等が幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	6,670	9,900
	アマチュアスポーツに使用する場合	13,600	19,800		アマチュアスポーツに使用する場合	13,600	19,800
	その他の入場料等が1,000円以下の催物に使用する場合	33,500	49,500		その他の入場料等が1,000円以下の催物に使用する場合	33,500	49,500

	用する場 合	入場料等が1,000 円を超える場合	66,700	99,000
--	-----------	-----------------------	--------	--------

(2) 個人使用

区分	金額
幼稚園、小学校、中学校もしくは 中等教育学校（前期課程に限る。） の幼児、児童もしくは生徒または これらに準ずる者（以下「幼児等」 という。）	円 1人1日につき 240
高等学校もしくは中等教育学校 （後期課程に限る。）の生徒また はこれらに準ずる者（以下「生徒 等」という。）	同 300
その他の者	同 430

2～6 省略

注

- 1 省略
- 2 県内の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校等が児童または生徒を対象として学校行事またはクラブ活動に使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。
- 3～13 省略

	用する場 合	入場料等が1,000 円を超える場合	66,700	99,000
--	-----------	-----------------------	--------	--------

(2) 個人使用

区分	金額
幼稚園、小学校、中学校、 義務教 育学校 もしくは中等教育学校（前 期課程に限る。）の幼児、児童も しくは生徒またはこれらに準ずる 者（以下「幼児等」という。）	円 1人1日につき 240
高等学校もしくは中等教育学校 （後期課程に限る。）の生徒また はこれらに準ずる者（以下「生徒 等」という。）	同 300
その他の者	同 430

2～6 省略

注

- 1 省略
- 2 県内の小学校、中学校、**義務教育学校**、高等学校、中等教育学校等が児童または生徒を対象として学校行事またはクラブ活動に使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。
- 3～13 省略

滋賀県立希望が丘野外活動センターの設置および管理に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧			新		
本則・付則 省略 別表（第5条、第14条関係）			本則・付則 省略 別表（第5条、第14条関係）		
	区分	金額		区分	金額
キャンプ施設	小学校、中学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「児童等」という。）	円 1人1泊につき 400	キャンプ施設	小学校、中学校、 <u>義務教育学校</u> もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「児童等」という。）	円 1人1泊につき 400
	高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒もしくはこれらに準ずる者（以下「生徒等」という。）または25歳未満の青少年（児童等を除く。以下同じ。）	同 460		高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒もしくはこれらに準ずる者（以下「生徒等」という。）または25歳未満の青少年（児童等を除く。以下同じ。）	同 460
	その他の者	同 660		その他の者	同 660
会議室		1時間につき 290	会議室		1時間につき 290
多目的室		同 600	多目的室		同 600
集会室		同 370	集会室		同 370
クラフト室		同 290	クラフト室		同 290
ロッジ	児童等	1人1泊につき 460	ロッジ	児童等	1人1泊につき 460
	生徒等または25歳未満の青少年	同 660		生徒等または25歳未満の青少年	同 660
	その他の者	同 1,060		その他の者	同 1,060
注 省略			注 省略		

滋賀県立琵琶湖漕艇場そうの設置および管理に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
<p>本則・付則 省略 別表 1～3 省略 注 1 省略 2 県内の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校等が児童または生徒を対象として学校行事またはクラブ活動に使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。 3～8 省略</p>	<p>本則・付則 省略 別表 1～3 省略 注 1 省略 2 県内の小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校、中等教育学校等が児童または生徒を対象として学校行事またはクラブ活動に使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。 3～8 省略</p>

滋賀県立伊吹運動場の設置および管理に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧					新				
本則・付則 省略 別表（第5条、第14条関係） 1 貸切り使用					本則・付則 省略 別表（第5条、第14条関係） 1 貸切り使用				
区分		金額			区分		金額		
		午前	午後	夜間			午前	午後	夜間
		午前 8 時 30 分から 午後 零 時 30 分まで	午後 1 時 から午後 5 時まで	午後 5 時 30 分から午後 9 時 30 分ま で			午前 8 時 30 分から 午後 零 時 30 分まで	午後 1 時 から午後 5 時まで	午後 5 時 30 分から午後 9 時 30 分ま で
入場料ま たはこれ に類する 金銭（以 下「入場 料等」と いう。） を徴収し ない場合	幼稚園、小学校、中学校、 高等学校、中等教育学校 に類する等またはこれらに関係 のある団体（以下「幼稚 園等」という。）が幼児、 児童または生徒を対象 に使用する場合	円	円	円	入場料ま たはこれ に類する 金銭（以 下「入場 料等」と いう。） を徴収し ない場合	幼稚園、小学校、中学校、 <u>義務教育学校</u> 、高等学 校、中等教育学校等また はこれらに関係のある 団体（以下「幼稚園等」 という。）が幼児、児童 または生徒を対象に使 用する場合	円	円	円
	アマチュアスポーツに 使用する場合	1,850	2,460	3,690		アマチュアスポーツに 使用する場合	1,850	2,460	3,690
	その他の催物に使用す る場合	3,700	4,950	7,410		その他の催物に使用す る場合	3,700	4,950	7,410
入場料等 を徴収す る場合	幼稚園等が幼児、児童ま たは生徒を対象に使用 する場合	11,100	14,800	22,200	入場料等 を徴収す る場合	幼稚園等が幼児、児童ま たは生徒を対象に使用 する場合	11,100	14,800	22,200
	アマチュアスポーツに 使用する場合	3,700	4,950	7,410		アマチュアスポーツに 使用する場合	3,700	4,950	7,410
	その他の催物に使用す る場合	7,420	9,900	14,900		その他の催物に使用す る場合	7,420	9,900	14,900
	その他の催物に使用す る場合	22,200	29,600	44,600		その他の催物に使用す る場合	22,200	29,600	44,600

	る場合			
--	-----	--	--	--

2 個人使用

区分	金額
幼稚園、小学校、中学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者	円 1人1日につき 180
高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者	同 240
その他の者	同 300

注 省略

	る場合			
--	-----	--	--	--

2 個人使用

区分	金額
幼稚園、小学校、中学校、 <u>義務教育学校</u> もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の幼児、児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者	円 1人1日につき 180
高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者	同 240
その他の者	同 300

注 省略

滋賀県立柳が崎ヨットハーバーの設置および管理に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
<p>本則・付則 省略 別表 1～3 省略 注 1 省略 2 県内の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校等が児童または生徒を対象として艇庫、斜路または栈橋を学校行事またはクラブ活動に使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。 3～6 省略</p>	<p>本則・付則 省略 別表 1～3 省略 注 1 省略 2 県内の小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校、中等教育学校等が児童または生徒を対象として艇庫、斜路または栈橋を学校行事またはクラブ活動に使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。 3～6 省略</p>

滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
<p>本則・付則 省略</p> <p>別表第1（第5条関係）</p> <p>児童発達支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準</p> <p>1 指定児童発達支援の事業</p> <p>（1）～（20） 省略</p> <p>（21） 連携等</p> <p>ア～ウ 省略</p> <p>エ 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。）は、通常の事業の実施地域における障害児の福祉に関し、障害児もしくはその家族または保育所、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園、小学校もしくは特別支援学校もしくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うよう努めること。</p> <p>2 省略</p> <p>別表第2以下 省略</p>	<p>本則・付則 省略</p> <p>別表第1（第5条関係）</p> <p>児童発達支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準</p> <p>1 指定児童発達支援の事業</p> <p>（1）～（20） 省略</p> <p>（21） 連携等</p> <p>ア～ウ 省略</p> <p>エ 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。）は、通常の事業の実施地域における障害児の福祉に関し、障害児もしくはその家族または保育所、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園、小学校（<u>義務教育学校の前期課程を含む。</u>）もしくは特別支援学校もしくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うよう努めること。</p> <p>2 省略</p> <p>別表第2以下 省略</p>

滋賀県立びわ湖こどもの国の設置および管理に関する条例新旧対照表（第3条関係）

旧				新			
本則・付則 省略 別表（第4条、第5条、第14条関係） 1 宿泊施設				本則・付則 省略 別表（第4条、第5条、第14条関係） 1 宿泊施設			
区分		金額		区分		金額	
		宿泊	休憩			宿泊	休憩
大宿泊室	小学校、中学校 もしくは中等 教育学校（前期 課程に限る。） の児童もしくは 生徒または これらに準ず る者（以下「児 童等」という。）	円 1人1泊につ き	510 270円	大宿泊室	小学校、中学 校、 <u>義務教育学 校</u> もしくは中 等教育学校（前 期課程に限 る。）の児童も しくは生徒ま たはこれらに 準ずる者（以下 「児童等」とい う。）	円 1人1泊につ き	510 270円
	高等学校もしく は中等教育学校 （後期課程に限 る。）の生徒もし くはこれらに準 ずる者（以下「生 徒等」という。） または25歳未満 の青少年（児童等 を除く。以下同	同	670		高等学校もしく は中等教育学校 （後期課程に限 る。）の生徒もし くはこれらに準 ずる者（以下「生 徒等」という。） または25歳未満 の青少年（児童等 を除く。以下同	同	670

	じ。)		
	その他の者	同	920
身体障害者	児童等	同	510
宿泊室	生徒等または25	同	670
	歳未満の青少年		
	その他の者	同	880
小宿泊室	児童等	同	570
	生徒等または25	同	980
	歳未満の青少年		
	その他の者	同	1,420

注 省略

2 研修施設

(表 省略)

注

1 省略

2 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校等またはこれらに関係のある団体が20人以上の幼児、児童または生徒を対象として使用する場合は、この表に定める額から2割に相当する額を減額した額とする。

3～5 省略

3 天体観測室

区分	金額
小学校の児童またはこれに準ずる者	円 1人1回につき 260
その他の者	同 370

注 省略

4 人工登はん壁

	じ。)		
	その他の者	同	920
身体障害者	児童等	同	510
宿泊室	生徒等または25	同	670
	歳未満の青少年		
	その他の者	同	880
小宿泊室	児童等	同	570
	生徒等または25	同	980
	歳未満の青少年		
	その他の者	同	1,420

注 省略

2 研修施設

(表 省略)

注

1 省略

2 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校等またはこれらに関係のある団体が20人以上の幼児、児童または生徒を対象として使用する場合は、この表に定める額から2割に相当する額を減額した額とする。

3～5 省略

3 天体観測室

区分	金額
小学校 <u>もしくは義務教育学校(前期課程に限る。)</u> の児童またはこれに準ずる者	円 1人1回につき 260
その他の者	同 370

注 省略

4 人工登はん壁

(1) 貸切り使用

区分		金額	
		午前	午後
		午前9時から正 午まで	午後1時から午 後5時まで
入場料等 を徴収し ない場合	小学校、中学校、高等 学校、中等教育学校等 またはこれらに関係の ある団体（以下「小学 校等」という。）が児 童または生徒を対象に 使用する場合	円 1,660	円 2,700
	アマチュアスポーツに 使用する場合	3,860	6,260
	その他の催物に使用す る場合	13,200	20,400
入場料等 を徴収す る場合	小学校等が児童または 生徒を対象に使用する 場合	3,330	5,410
	アマチュアスポーツに 使用する場合	7,700	11,900
	その 他の 入場料等が1,000 円以下の場合	19,200	31,300
	催物 に使用 する場 合 入場料等が1,000 円を超える場合	38,600	62,600

(2) 省略

(1) 貸切り使用

区分		金額	
		午前	午後
		午前9時から正 午まで	午後1時から午後 5時まで
入場料等 を徴収し ない場合	小学校、中学校、 <u>義務教 育学校</u> 、高等学校、中等 教育学校等またはこれ らに関係のある団体（以 下「小学校等」という。） が児童または生徒を対 象に使用する場合	円 1,660	円 2,700
	アマチュアスポーツに 使用する場合	3,860	6,260
	その他の催物に使用す る場合	13,200	20,400
入場料等 を徴収す る場合	小学校等が児童または 生徒を対象に使用する 場合	3,330	5,410
	アマチュアスポーツに 使用する場合	7,700	11,900
	その 他の 入場料等が1,000 円以下の場合	19,200	31,300
	催物 に使用 する場 合 入場料等が1,000 円を超える場合	38,600	62,600

(2) 省略

注 省略

5 キャンプ施設等

(1) 省略

(2) 自転車

(表 省略)

注

1 小学校の児童またはこれに準ずる者がサイクリング自転車を使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。

2 省略

(3) 省略

6 駐車場 省略

注 省略

5 キャンプ施設等

(1) 省略

(2) 自転車

(表 省略)

注

1 小学校もしくは義務教育学校（前期課程に限る。）の児童またはこれに準ずる者がサイクリング自転車を使用する場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。

2 省略

(3) 省略

6 駐車場 省略

滋賀県職業能力開発促進法に基づく職業訓練の基準等を定める条例新旧対照表（第4条関係）

旧	新
<p>第1条～第4条 省略</p> <p>（普通課程の普通職業訓練の基準）</p> <p>第5条 法第19条第1項の条例で定める基準（普通課程の普通職業訓練に係るものに限る。）は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 訓練の対象者 学校教育法（昭和22年法律第26号）による中学校を卒業した者もしくは同法による中等教育学校の前期課程を修了した者もしくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者（以下「中学校卒業業者等」という。）または同法による高等学校を卒業した者もしくは同法による中等教育学校を卒業した者もしくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者（以下「高等学校卒業業者等」という。）であること。</p> <p>(2)～(9) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>第6条以下 省略</p>	<p>第1条～第4条 省略</p> <p>（普通課程の普通職業訓練の基準）</p> <p>第5条 法第19条第1項の条例で定める基準（普通課程の普通職業訓練に係るものに限る。）は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 訓練の対象者 学校教育法（昭和22年法律第26号）による中学校<u>もしくは義務教育学校</u>を卒業した者もしくは同法による中等教育学校の前期課程を修了した者もしくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者（以下「中学校卒業業者等」という。）または同法による高等学校を卒業した者もしくは同法による中等教育学校を卒業した者もしくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者（以下「高等学校卒業業者等」という。）であること。</p> <p>(2)～(9) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>第6条以下 省略</p>

滋賀県醒井養鱒場の設置および管理に関する条例新旧対照表（第5条関係）

旧	新
<p>本則・付則 省略 別表（第4条、第10条関係） （表 省略）</p> <p>注1 65歳以上の者（県内に居住する者に限る。）、障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。）、小学校、中学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者および6歳以下の未就学者は、無料とする。</p> <p>2 省略</p> <p>3 県内の小学校、中学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として入場する場合は、これらの者の引率者については、無料とする。</p> <p>4 注3に掲げる場合を除き、教職員が小学校、中学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「児童等」という。）を引率して入場する場合（児童等および教職員の数の合計が30人以上であるときに限る。）の当該教職員については、1人につき350円とする。</p>	<p>本則・付則 省略 別表（第4条、第10条関係） （表 省略）</p> <p>注1 65歳以上の者（県内に居住する者に限る。）、障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。）、小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の<u>児童もしくは生徒</u>またはこれらに準ずる者および6歳以下の未就学者は、無料とする。</p> <p>2 省略</p> <p>3 県内の小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として入場する場合は、これらの者の引率者については、無料とする。</p> <p>4 注3に掲げる場合を除き、教職員が小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「児童等」という。）を引率して入場する場合（児童等および教職員の数の合計が30人以上であるときに限る。）の当該教職員については、1人につき350円とする。</p>

滋賀県建築基準条例新旧対照表（第6条関係）

旧	新
第1条～第27条 省略	第1条～第27条 省略
<p>（敷地と道路との関係）</p>	<p>（敷地と道路との関係）</p>
<p>第28条 自動車車庫または自動車修理工場（以下「車庫等」という。）の用途に供する建築物で都市計画区域内におけるものについては、次の各号のいずれかに該当する場所に接する敷地の部分には自動車の出入口を設けてはならない。</p>	<p>第28条 自動車車庫または自動車修理工場（以下「車庫等」という。）の用途に供する建築物で都市計画区域内におけるものについては、次の各号のいずれかに該当する場所に接する敷地の部分には自動車の出入口を設けてはならない。</p>
<p>（1）道路の交差点もしくは曲がり角、横断歩道または横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）の昇降口から5メートル以内の道路</p> <p>（2）縦断勾配が12パーセントを超える道路</p> <p>（3）道路上に設ける安全地帯から10メートル以内の道路</p> <p>（4）バスの停留所、トンネルまたは踏切から10メートル以内の道路</p> <p>（5）公園または幼稚園、小学校、特別支援学校、児童福祉施設その他これらに類するものの出入口から10メートル以内の道路</p> <p>（6）前各号に掲げるもののほか、知事が通行の安全上支障があると認めて指定した道路</p>	<p>（1）道路の交差点もしくは曲がり角、横断歩道または横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）の昇降口から5メートル以内の道路</p> <p>（2）縦断勾配が12パーセントを超える道路</p> <p>（3）道路上に設ける安全地帯から10メートル以内の道路</p> <p>（4）バスの停留所、トンネルまたは踏切から10メートル以内の道路</p> <p>（5）公園または幼稚園、小学校、<u>義務教育学校</u>、特別支援学校、児童福祉施設その他これらに類するものの出入口から10メートル以内の道路</p> <p>（6）前各号に掲げるもののほか、知事が通行の安全上支障があると認めて指定した道路</p>
2および3 略	2および3 略
第29条以下 省略	第29条以下 省略

「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例新旧対照表（第7条関係）

旧	新
第1条～第12条 省略	第1条～第12条 省略
<p>(学校等における犯罪の防止)</p>	<p>(学校等における犯罪の防止)</p>
<p>第13条 小学校、中学校、<u>高等学校</u>、特別支援学校および幼稚園ならびに専修学校および各種学校（規則で定めるものに限る。）ならびに児童福祉施設（規則で定めるものに限る。）（以下「学校等」という。）を設置し、または管理する者は、当該学校等において、侵入者による幼児、児童、生徒等（以下「児童生徒等」という。）に対する犯罪を防止するよう努めなければならない。</p>	<p>第13条 小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、<u>高等学校</u>、<u>中等教育学校</u>、特別支援学校および幼稚園ならびに専修学校および各種学校（規則で定めるものに限る。）ならびに児童福祉施設（規則で定めるものに限る。）（以下「学校等」という。）を設置し、または管理する者は、当該学校等において、侵入者による幼児、児童、生徒等（以下「児童生徒等」という。）に対する犯罪を防止するよう努めなければならない。</p>
2および3 省略	2および3 省略
第14条以下 省略	第14条以下 省略

滋賀県立びわ湖フローティングスクールの設置および管理に関する条例新旧対照表（第8条関係）

旧	新
<p>第1条～第3条 省略</p> <p>（使用者の範囲）</p> <p>第4条 フローティングスクールは、次に掲げる者に限り、使用することができる。</p> <p>（1） 県内の小学校または特別支援学校の小学部の第5学年の児童（学校教育の一環として行われる教育活動に基づいて使用する場合に限る。）</p> <p>（2） 省略</p> <p>第5条以下 省略</p>	<p>第1条～第3条 省略</p> <p>（使用者の範囲）</p> <p>第4条 フローティングスクールは、次に掲げる者に限り、使用することができる。</p> <p>（1） 県内の小学校（<u>義務教育学校の前期課程を含む。</u>）または特別支援学校の小学部の第5学年の児童（学校教育の一環として行われる教育活動に基づいて使用する場合に限る。）</p> <p>（2） 省略</p> <p>第5条以下 省略</p>

滋賀県立ライフル射撃場の設置および管理に関する条例新旧対照表（第9条関係）

旧		新			
本則・付則 省略 別表（第5条、第14条関係） 1 貸切り使用		本則・付則 省略 別表（第5条、第14条関係） 1 貸切り使用			
区分	金額		区分	金額	
	午前	午後		午前	午後
	午前 8 時 30 分から午後 零 時 30 分まで	午後 1 時から午後 5 時 まで		午前 8 時 30 分から午後 零 時 30 分まで	午後 1 時から午後 5 時 まで
エアライフル射撃場	中学校、高等学校、中等教育学校等またはこれらに関する団体が生徒を対象に使用する場合	円 8,900	エアライフル射撃場	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校等またはこれらに関する団体が児童または生徒を対象に使用する場合	円 8,900
	その他の場合	16,000		その他の場合	16,000
スモールボアライフル射撃場	高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）等またはこれらに関する団体が	13,600	スモールボアライフル射撃場	高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）等またはこれらに関する団体が	13,600

	生徒を対象に使用する 場合		
	その他の場 合	24,500	24,500

2 個人使用

区分		金額
エアークライ フル射撃場	中学校もしくは中等 教育学校（前期課程 に限る。）の生徒ま たはこれらに準ず る者	円 1人1回につき（2時間以 内） 240
	高等学校もしくは中 等教育学校（後期課 程に限る。）の生徒 またはこれらに準ず る者（以下「生徒等」 という。）	同 240
	その他の者	同 780
スモールボア ライフル射撃 場	生徒等	同 300
	その他の者	同 970

注 省略

	生徒を対象に使用する 場合		
	その他の場 合	24,500	24,500

2 個人使用

区分		金額
エアークライ フル射撃場	小学校、中学校、義 務教育学校もしくは 中等教育学校（前期 課程に限る。）の児 童もしくは生徒また はこれらに準ずる者	円 1人1回につき（2時間以 内） 240
	高等学校もしくは中 等教育学校（後期課 程に限る。）の生徒 またはこれらに準ず る者（以下「生徒等」 という。）	同 240
	その他の者	同 780
スモールボア ライフル射撃 場	生徒等	同 300
	その他の者	同 970

注 省略

滋賀県暴力団排除条例新旧対照表（第10条関係）

旧	新
<p>第1条～第12条 省略</p> <p>（青少年に対する教育等のための措置）</p> <p>第13条 県は、学校教育法第1条に規定する中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（中学部および高等部に限る。）および高等専門学校ならびに同法第124条に規定する専修学校（高等課程に限る。）において、その生徒または学生が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、および暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう、適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 省略</p> <p>第14条以下 省略</p>	<p>第1条～第12条 省略</p> <p>（青少年に対する教育等のための措置）</p> <p>第13条 県は、学校教育法第1条に規定する中学校、<u>義務教育学校（後期課程に限る。）</u>、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（中学部および高等部に限る。）および高等専門学校ならびに同法第124条に規定する専修学校（高等課程に限る。）において、その生徒または学生が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、および暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう、適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 省略</p> <p>第14条以下 省略</p>